

整理番号：9-2

提言題名：軽自動車税の減免申請について

### 【提言の要旨】

軽自動車税の減免を利用させていただいています。今年もいつ申請に伺うか待っていたところ、昨日、軽自動車税督促状兼領収控の葉書を受け取りました。課税課の職員に聞いたところ、自動車税の納付書と、減免申請をしている対象者には5月いっぱいまで申請をしなくてはならない趣旨の説明書を添付して既に送付しているとのことでした。残念ながら、私の手元には何らかの原因で届いておりませんでした。

私以外にも減免申請をできなかった方々がいるが、自己責任で払っているとのことでした。毎年そういう方がいるということなので、何か方策はないですかとお聞きしましたが、ないし、考えていないと伺い、びっくりいたしました。

例えば、納付書と添付説明書を別送していただくとか（納付書が届いていない場合も気が付く）。それは何万人にも配るのでお金がかかり、無理ですということでした。そこで、藤井市長に伺わせていただければ何か良い知恵が出るのではとお願いしましたが、市長に上げる原案ではないのでできないとすぐ却下されました。私は藤井市長にと申し上げましたが、課内部内の問題と取り上げることを考えてはおかしいですか。

例えば、希望者にはスマホやパソコン宛に送付お知らせ等を配信していただくとか、良い機会と捉えて改善できるところがあるのではと思いました。この機会に何か少しでも市民が助かる仕組みが増えればと思いきかせていただきました。

（60代 女性 平成30年6月受付）

### 【回答の要旨】

軽自動車税の減免につきましては、納付書と減免書類等の提出が納期限までに必要となります。この納期限を過ぎますと、その年の軽自動車税の減免が受けられなくなりますので、納期限までに必ず申請を行なっていただければ幸いです。納付書は、毎年5月10日前後に発送しておりますので、来年度からは納付書の到着時には、注視していただければ幸いです。また、前年度に減免手続きを取られた方には、減免申請書類等を併せて納税通知書に同封して郵送しており、ホームページにも掲載して、みなさまにお知らせしております。窓口・電話対応につきましても、納期限までに申請することを含め、減免内容をお知らせするようにしております。減免を申請される全員までの広報活動は困難な状況にありますので、現在、広報の検討を行っております。具体的には、来年度以降、5月の軽自動車税の納付書を発送する前に、取手市の広報で減免手続きのお知らせを掲載する予定であります。

今回のように、督促状が届いて軽自動車税の納税通知書が届かない場合がございますので、今後は、お手数でも納期限前に課税課あてにご連絡をいただければ幸いです。その時は、納

付書の再発行や減免手続きのご案内をお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。  
最後になりましたが、期限後の減免等につきましてご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。今後につきましても、税行政につきましてご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(課税課 平成30年7月回答)